



平成 23 年 8 月 総務省



大阪府内におられる東日本大震災の

被災者の皆様へ

総務省近畿管区行政評価局

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省近畿管区行政評価局では、大阪府内におられる被災者の皆様からのいろいろなお問い合わせやご要望などをお聴きし、各種支援措置を講じている関係機関等と協力して、救済支援を行っております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守いたします。

なお、これまでに寄せられたご相談の例を、次ページ以降にご紹介いたします。

相談受付

近畿管区行政評価局 首席行政相談官室（行政相談受付窓口）における受付

○来局される場合：平日 8：30～17：45

（住所：大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館7階）

○電話の場合：平日 8：30～17：45

電話番号 0570-090110（行政相談専用電話）

（注）通話料がかかります。また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

○FAXの場合：随時受け付けています。

FAX番号 06-6941-8988

○メールの場合：随時受け付けています。

メールアドレス <http://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

当局が設置・運営する大阪総合行政相談所・堺すいよう行政相談所における受付

・大阪総合行政相談所 毎日 10：00～17：30

会場：大丸松坂屋百貨店 大阪・心齋橋店南館8階（大阪市中央区心齋橋筋1-7-1）

電話 06-6241-5111（直通）

・堺すいよう行政相談所 毎週水曜日 10：30～16：00

会場：高島屋百貨店堺店6階 中央エスカレーター前（ユニクロ前）

（大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地） ※来所のみ相談できます。

当局では、行政相談委員とともに、大阪市や豊中市、社会福祉協議会、自治会の協力を得て、4月10日以降、大阪府内で特別巡回行政相談所を5回（大阪市内4回、豊中市内1回）開設し、合計124件のご相談を受け付けました。このうち、主なものをご紹介します。



就職等に関するご相談（合計41件受付）

（ご相談の内容）大阪市内に避難した方からの就職先を求めているご相談

就職先のご相談に来られた方のうち、35名の方が大阪市の「大阪市しごと情報ひろば」に求職登録され、今後、就職に向けた支援を行っていくこととなりました。

※ 大阪市では、市内4カ所の「しごと情報ひろば」において、若年者・中高年齢者・障害者・母子家庭の母など、就職に向けた支援が必要な人を対象に職業相談・紹介事業を実施しています。

また、子育てのために仕事を辞めた女性や母子家庭のお母さん等の就職を支援するため、クレオ大阪西に「しごと情報ひろばマザーズ」を開設しています。

※大阪府内16カ所のハローワークにおいては、被災者向けの特別相談窓口が設置されており、雇用保険や給付金制度のご案内、就職相談や職業紹介などきめ細かな支援を行っています。

なお、このほか、大阪府や市町村独自に事業をしている場合がありますので、ご確認ください。

（ご相談の内容）今後、関西方面で兼業農家として生計を立てたいと考えているが、どのようなところで農業ができるか教えてほしい。

大阪府農林水産部農政室推進課に照会したところ、「当室では、『都市農業参入サポート窓口』を設けており、申出内容にあるような相談にも応じています。また、大阪府農業会議でも同様の相談を受け付けています」との説明があり、ご相談者に、大阪府都市農業参入サポート窓口及び大阪府農業会議のほか、近畿の各府県の就農相談窓口を説明しました。

生活支援に関するご相談（合計27件受付）

（ご相談の内容）大阪市営住宅に入居しているが、生活に必要なテレビ、冷蔵庫等の家電製品や自転車を配布してほしい。

日本赤十字社が希望により配布している家電6品目（冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、掃除機）等について、相談会場で要望をうかがったところ、延べ40品目の要望がありました。このため、大阪市の市営住宅管理部局では、市営住宅に入居される全世帯の避難者の方に案内資料を送付して要望を確認し、取

りまとめて日本赤十字社に連絡することとしました。このほか、自転車についても大阪市において手配することになりました。

※ 自転車の手配については、大阪市独自の取組となっています。

(ご相談の内容) 日本赤十字社が実施している生活に必要な家電製品の支援を6月16日に申し込んだが、7月8日になってようやく業者から連絡があった。いつ配布されるのか知りたい。

この事業は、送付された申請書を被災県がとりまとめた上で、日本赤十字社に連絡することとなっているものです。このため、取りまとめに時間を要しているものと思われます。具体的な配布時期の照会先は次のところですが、照会するには個人の氏名、住所等の情報を伝える必要がありますので、直接照会していただきたい旨説明しました。

(問い合わせ先) 日本赤十字社「東日本大震災復興支援お問い合わせ窓口」

☎ 0120-60-0122

(宮城県石巻市から避難している方からのご相談内容) 生活資金に困っている状態なので、日本赤十字社等の義援金を早く配分してもらいたい。

5月に1世帯当たり35万円配分されたが、その後50万円配分される話は聞いたものの、何の連絡もないので心配している。

宮城県石巻市に照会したところ、「日本赤十字社や中央共同募金会からの義援金の第1次分35万円についてはほぼ支給できており、2次分については、7月19日の週から振り込みを開始するので、7月下旬には振込できるものと考えています。なお、今回の振込金額は、日赤等分の50万円、宮城県分の10万円と石巻市分の1万円の合計額となっています」との説明を受け、相談者に連絡しました。

※ 日赤等の義援金の配分事務は、被災地の市町村が行っていますので、詳細については、被災地の市町村に確認する必要があります。

入居住宅関係のご相談 (合計 22 件受付)

(ご相談の内容) 1年の期間ということで大阪市の市営住宅に入居しているが、原発の影響からいつ帰られるか分からないので、入居期限の1年を延長してほしい。

【 ※原発事故の放射能への心配、被災地が地盤沈下し直ぐ住宅が再建できない、あるいは、子どもさんの就学の問題など、計11名の方から入居期間の延長を求めらるご相談がありました。 】

「大阪市においては、緊急措置として1年間入居していただくこととしていますが、今後、災害の復興状況のみを柔軟に対応していきたいと考えています。なお、大阪市に住民票を移して市営住宅に住む場合は、緊急措置期間後に市営住宅の募集に申し込んでもらうこともできます」と説明しました。

(福島県いわき市から避難している方からのご相談内容) 私は、福島原発から50キロメートル弱離れた所から自主避難してきている。大阪府のあっせんにより、豊中市内の民間の方に住宅を提供していただき入居しているが、無償で入居できる期間は1年限りの契約となっている。福島県内にいつ帰られるのか分からないので、延長してもらいたいがどうなるのか知りたい。

大阪府居住企画課に照会したところ、「大阪府では、民間住宅のあっせんを行っていますが、この件についてはオーナーさんとの契約の問題となりますので、オーナーさんに要望してみる必要があります。この場合、引き続き無償で貸与を受ける場合と、賃貸で貸与を受ける場合等が考えられますが、賃貸となると、大阪府では、民間住宅の借り上げにおいて家賃の支援は行っていないほか、福島県による支援についても家賃が被災していることが条件になると思われるので、支援の対象となるかは分かりません。

しかし、仮に現在入居している住宅から退去するような状況になれば、新たに民間の住宅の無償貸与についてあっせんできますので、必要が生じたならば、以下の窓口ご連絡いただきたい。民間の住宅は多く登録されているので、条件を厳しくしなければ、あっせんできるものと思われます」との説明があり、相談者に連絡しました。

(連絡先) 大阪府居住企画課 (☎06-6210-9781)

(ご相談の内容) 市営住宅の駐車場に空きがなく民間駐車場を借りている。駐車料金への支援はないか。

区役所に照会したところ、大阪市では、民間駐車場に対する補助は行っていないとの説明でしたので、大阪市都市整備局保全整備課に近くの市営住宅に駐車場の空きがあれば使用できるかどうか照会したところ、空きがあれば使用することは可能との説明がありました。そして、近くの住宅管理センターに確認したところ、駐車場の空きがあったので、ご本人に案内しました。

原発事故関係のご相談 (合計9件受付)

(福島県南相馬市から避難している方からのご相談内容) 家族とともに避難し、現在大阪市内で居住しているが、住民票を大阪市に移した場合、原発事故についての東京電力からの補償が受けられないのではないか。

大阪市「支援総合相談所」に取扱いを照会したところ、「原発事故の補償については、被災地の市町村を通じて給付されます。住民票を移された場合の補償との関係については、被災地の市町村に確認していただくようお願いします」との説明があり、相談者に連絡しました。

(ご相談の内容) 自宅は福島第一原発から10キロメートル圏内にあり、放射性物質を吸い込んでしまったかもしれない。妻が最近咳き込むようになったので、病院に行ったが原因は分からなかった。夫婦で放射線検査を受けたいが、どのようにしたらよいか教えてもらいたい。

大阪府医療対策課に照会したところ、「現在、大阪府内において、被災者に対する内部被ばくの検査を実施している医療機関は無い。

健康に不安がある場合には、府下の各保健所で医師又は保健師による健康相談を受けていただくこととしており、相談の結果、内部被ばくのおそれがある場合には、内部被ばくの検査設備を有する府立の医療機関(2機関。検査設備は、府内の原子力研究施設の研究員等を対象としたものであり、一般府民には解放されていない。)を紹介することとしました。

なお、区健康福祉センターで保健師による健康相談を午前9時から午後5時半まで実施しています」との説明があり、相談者に連絡しました。

また、相談窓口として、独立行政法人放射線医学研究所(千葉県)にも、「放射線被ばく健康相談窓口」(☎043-290-4003)がある旨説明しました。

※ 「原発事故による損害判定の指針」において、放射線被ばくの検査費用は損害の対象となると記載されています。

(ご相談の内容) 原発事故による損害判定の二次指針における精神的損害の算定方法について、県内の避難所に避難している場合は12万円、県外に避難している場合は10万円と算定されるという話を聞いた。県外に避難した場合には、避難所で生活する人とは異なり、食費、電気・ガス・水道代等、多くの生活費がかかっているのに、県内避難者よりも被害額が低く算定されるのは理解し難いので、そのように算定する理由を知りたい。

文部科学省(研究開発局原子力課)で理由を確認したところ、「原発事故による損害判定の二次指針追補(6月20日公表)において、避難生活を強いられたことによる精神的損害額は月額10万円と算定されている。ただし、避難所に避難した方については、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシーの確保の観点からみて相対的に過酷な生活状況であったことを考慮し、月額12万円と算定されたものである」との回答があり、この旨説明しました。

(福島県いわき市から避難している方からのご相談) 福島県いわき市から原発補償の仮払の申請について案内があったが、自宅は原発から50キロメートル弱離れており、自主避難してきているが、補償の対象となるのか。また、補償はどのような内容となるのか知りたい。

補償の扱いについて東京電力の福島原子力補償相談室(コールセンター☎0120-926-404)に照会した結果により、次のとおり説明しました。

政府が「避難」あるいは「屋内退避」等を指示した地域については、補償の対象

となりますが、それ以外の地域については、仮払補償の対象にはならないものの、事故がなければ発生しなかった損害を「被害概況申出書」に記載し、提出していただいています。

しかしながら、どこまでの補償とするかは、今後、第三者機関である原子力被害補償紛争審査会において検討した上で、決定することとなります。補償の考え方については、これまでに10回指針が出ているところです。この「被害概況申出書」を提出していただき、損害の内容や額などの全体像を明らかにした上で審議することとなります。このため、必ずしも全てを補償できることにはならないかもしれませんが、提出していただきますようお願いいたします。

また、損害について、具体的に説明いただくために、支出についての領収書や、それが保存されていない場合には、具体的な内容を記録していただき、併せて提出していただきますようお願いいたします。

(ご相談内容) 福島原発の近くに住んでいた住民が、今後、子供の結婚等で差別の対象とされ、子どもの結婚等に悪影響がでないのか心配である。

ご意見の内容を法務省大阪法務局人権擁護部に連絡したところ、「当省では、被災者に対する差別の防止について啓発を行っている。また、具体的に差別があった場合には、相談・調査を行うこととしている」との回答がありましたので、今後具体的な例があった場合には申し出ていただきたい旨説明しました。

被災地関係のご相談 (合計7件受付)

(宮城県石巻市から避難している方からのご相談) 津波で家屋が全壊したが、被災市で復興計画がまだ策定されておらず、建築制限がかかっている。いつになったら住宅を再建できるようになるのか知りたい。

被災市に照会した結果により、次のとおり説明しました。

9月中旬までに被災した市が復興推進地域の都市計画を策定しますので、これまでは建築制限がかかります。都市計画を策定後2年間のうちに道路等の整備、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市計画事業を行いますが、この時には、平屋建てあるいは鉄筋造り以外の家屋は建築できるようですが、これらの都市計画事業が終わった後にやっと本格的な住宅の再建ができるようです。

※ 被災した市町村において、復興のスケジュールと建築が可能となる時期を確認する必要があります。

(宮城県石巻市から避難している方からのご相談) 生活再建支援制度の加算支援金は、被災から37か月までに住宅を再建する場合に請求できるものとなっているが、現在、宮城県石巻市では、復興計画が作成されておらず、建築制限により住宅を再建することができなくなっているため、建築制限が解除されてから37か月後

までに再建するよう場合も認められるように見直してもらえないだろうか。

相談者には、次のとおり説明しました。

被災者生活再建支援法施行令第4条第4項で「都道府県はやむを得ない事情等において申請期間を延長することができる」とされているので、37か月近くなって住宅が再建できないような状況が発生すれば、被災市に申し出て相談することが必要です。

また、この申請には、住宅を建設、購入、補修または賃借したこと、または、しようとする事が確認できる契約書等の写しを添付すれば良いものとされており、必ずしも災害が発生してから37か月後までに住宅を再建しておくことは求められていないので、このことを考慮して手続をしてください。

年金・保険・医療関係のご相談（合計6件受付）

（ご相談の内容）私と一緒に避難してきた娘は、社会福祉士の資格を取得するために、養護施設への就職を希望し、就職先を探していたところ、近くの特別養護老人ホームに就職することが決まった。ところで、就職すると健康保険の被保険者となるが、被保険者証を取得するには、住民票が必要となるか知りたい。というのは、本人としては、住民票を福島のまましておきたいとの意向があるが、住民票を大阪市内に移さなければならないのか心配している。

関係機関に照会した結果に基づいて、次のとおり説明しました。

i) 日本年金機構近畿ブロック本部管理部

申出にある健康保険加入手続における住所の記載とこれを証明する添付資料が必要かどうかについて確認したところ、現住所で構わず、住民票等証明する資料を添付する必要はありませんので、住民票を大阪市に移す必要はありません。なお、年金番号を登録する内容としては、現住所になります。

ii) 大阪労働局労働相談コーナー

雇用保険手続における住所記載とこれを証明する添付資料が必要かどうかについて確認したところ、現住所で構わず、住民票等証明する資料を添付する必要はありませんので、住民票を移す必要はありません。

福祉関係のご相談（合計6件受付）

（仙台市から避難している方からのご相談）自身は、第2種身体障害者の障害認定3級であり、仙台市で受けることができた以下のサービスが、大阪市では障害認定2級でないと受けられないので、制度がどうなっているか知りたい。

- i) 医療費（窓口での3割の自己負担分）の全額補助のサービス
- ii) 大阪市バス運賃の介護者割引（5割引）サービス※本人については5割引

大阪市の担当部局に照会し、その結果を説明しました。

- i) 大阪市健康福祉局保険年金課（医療助成グループ）への照会結果

大阪市では、申出にあるように、障害認定が1級及び2級の場合は医療費の助成を行っていますが、3級については、助成はしていません。1級及び2級については、国から補助金が出ており、全国的に医療費の助成が行われていますが、3級に対する助成については、いくつかの自治体が独自の予算で措置しているものの、当市では、3級の方に対する助成は実施していません。

- ii) 大阪市交通局（総務部企画担当）への照会結果

第2種身体障害者の身障者手帳をお持ちの方は、市バスの運賃が本人に限り半額（地下鉄は割引無し。）となっています。また、現在のところ、被災者に対する乗車料金の特例等は行っていません。

※その後、大阪市内に避難して来られた被災者の方へ、大阪市交通局から「市営交通敬老優待乗車証」等が交付されることとなりました。6月中旬に市社協から区社協に説明があり、対象者に連絡しました。

※支給対象の方等は以下のとおりですが、被災の有無等支給要件がありますので、大阪市健康福祉局高齢者施策部いきがい課電話06-6208-8046)にお問い合わせください。

○70歳以上の高齢者（無料乗車証）

○身体障害者、知的障害者、精神障害者（重度の方は無料乗車証、中軽度の方は5割引の乗車証）

○母子世帯等の世帯主（5割引の乗車証）

（ご相談の内容）子どもが幼稚園に入園し5月分と6月分の月謝を支払ったが、免除等の措置はないか知りたい。

大阪市こども青少年局に照会し、「市立幼稚園の場合、園を通じて被災自治体交付の被災証明書等を添付して申請することにより全額免除が可能ですが、私立幼稚園の場合は保育料軽減は行っていない」旨相談者に説明しました。



総務省の行政相談

○ 被災された地域における総務省の行政相談の窓口は、次のとおりです。

【被災地関係道県分】

1 震災行政相談専用フリーダイヤル

- (1) 東北管区行政評価局：0120-511-556 (仙台市)
- (2) 岩手行政評価事務所：0120-711-815 (盛岡市)
- (3) 福島行政評価事務所：0120-815-681 (福島市)

2 期間・受付時間

- (1) 期間：開設日 3月24日から
- (2) 受付時間：8:30～17:15 (東北管区局は17:30まで)
※上記以外の時間及び土・日・祝日は留守番電話で受付

3 相談の主な内容

行政による各種の支援措置、中小企業等復興のための融資制度、健康保険・年金福祉の証書等の紛失、税金の減免措置等の各種制度の案内など